

○福井県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則

（平21規則1・全改）

〔平成19年2月1日〕
規則第2号

平成20年 4月 1日規則第 4号
平成20年 9月 1日規則第 9号
平成21年 4月 1日規則第 1号
平成22年 3月31日規則第 2号
平成23年 3月30日規則第 1号
平成24年 3月30日規則第 2号
平成26年 3月27日規則第 2号

（趣旨）

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第2条の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

（内部組織）

第2条 広域連合長の事務局の内部組織は、別表第1のとおりとする。

（事務分掌）

第3条 前条の組織の事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

（職の設置）

第4条 広域連合長の事務局に事務局長及び事務局次長を、課に課長、課長補佐、主任、係長、企画主査、主査及び主事を置く。

（平21規則1・平23規則1・一部改正）

（職務）

第5条 事務局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の所管事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長に事故があるときは職務を代理し、課の事務を整理する。

5 主任は、上司の命を受け、極めて高度で困難な業務に従事する。

6 係長は、上司の命を受け、特に高度で困難な業務に従事する。

7 企画主査は、上司の命を受け、特に困難な業務に従事する。

8 主査は、上司の命を受け、困難な業務に従事する。

9 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

（平21規則1・平23規則1・一部改正）

（専決）

第6条 事務局長、事務局次長、課長は、別に定める事項を専決することができる。

（臨時又は特別の事務）

第7条 広域連合長は、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適當な事務については、担当等を設置し、又は職員を指定して処理させることとする。

（その他）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（設立時の事務分掌の特例）
- 2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間における事務分掌については、本則の規定にかかわらず、事務局の組織体制に応じて、事務局長が本則の規定に準じて定めるところにより行うことができるものとする。
附 則（平成20年規則第4号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年規則第9号）
この規則は、平成20年9月1日から施行する。
附 則（平成21年規則第1号）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（福井県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部改正）
 - 2 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合規則第9号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則（平成22年規則第2号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成23年規則第1号）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（福井県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部改正）
 - 2 福井県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年訓令第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則（平成24年規則第2号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成26年規則第2号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

課	係
総務課	総務企画係
業務課	保険料係 給付係 健康増進係

（平20規則1・全改、平22規則2・全改、平24規則2・平26規則2・一部改正）

別表第2（第3条関係）

課等	係	業務の内容
総務課	総務企画係	(1) 組織及び職員の人事管理に関すること。 (2) 文書及び公印管理に関すること。 (3) 情報公開・個人情報保護に関すること。

		<p>(4) 入札及び契約に関すること。</p> <p>(5) 予算の執行に関すること。</p> <p>(6) 財産の取得・管理及び処分に関すること。</p> <p>(7) 監査に関すること。</p> <p>(8) 選挙に関すること。</p> <p>(9) 争訟事務に関すること。</p> <p>(10) 議会に関すること。</p> <p>(11) 条例、規則及び規程の制定、改廃並びに公告式に関すること。</p> <p>(12) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(13) 広域計画に関すること。</p> <p>(14) 調整会議に関すること。</p> <p>(15) 正副広域連合長会議に関すること</p> <p>(16) 全国後期高齢者医療広域連合協議会及び近畿ブロック協議会に関すること。</p> <p>(17) 調整会議に関すること。</p> <p>(18) 予算に関すること。</p> <p>(19) 財政計画、財務諸調査等に関すること。</p> <p>(20) その他後期高齢者医療制度（制度運営に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>(21) 庶務に関すること。</p> <p>(22) 他の課に属さない事務に関すること。</p>
業務課	保険料係	<p>(1) 資格管理に関すること。</p> <p>(2) 保険料に関すること。</p> <p>(3) その他後期高齢者医療制度（保険料に関するものに限る。）に関すること。</p>
	給付係	<p>(1) 給付に関すること。</p> <p>(2) 医療費適正化事業に関すること。</p> <p>(3) 電算処理システムの管理及び運営に関すること。</p> <p>(4) 保険者徴収に関すること。</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度（給付に関するものに限る。）に関すること。</p>
	健康増進係	<p>(1) 健康増進に関すること。</p> <p>(2) 保健事業に関すること。</p> <p>(3) レセプトに関すること。</p> <p>(4) 第三者行為による損害賠償請求に関すること。</p> <p>(5) 過誤及び再審査に関すること。</p> <p>(6) その他後期高齢者医療制度（健康増進に関するものに限る。）に関すること。</p>

（平20規則1・全改、平20規則9・全改、平21規則1・全改、平22規則2・全改、平24規則2・平26規則2・一部改正）